設置基準表 (単独用途施設の場合)

設直基準表(単独用途施設の場合)						
施設の用途	施設の用途の範囲	施設の規模	算定面積	駐輪場の規模		
百貨店, スーパー	小売業及び飲食業を営む	店舗面積が400㎡	売場、売場間の通路、ショーウ	面積20㎡ごとに1台		
マーケット等	ための店舗	を超えるもの	インド、ショールーム、承り場	(1台に満たない端		
			所,物品加工修理場,客席及び	数は切り捨てる。)		
			待合室等の合計の床面積			
组行笙 分融機関	组行 相互组行 信用会	下毎両積が500㎡	 銀行室,接客室,応接室,ショ	西待25㎡ごレに1台		
数 17 守, 並 做 /	数 11 , 有 互 数 11 , 百 万 亚		殿门主, 安谷主, 心 安主, ショ			
	庫, 労働金庫, 信用協同	を超えるもの	一ウインド等の合計の床面積	(1台に満たない端		
	組合及び証券会社の本支			数は切り捨てる。)		
	店で一般の顧客のための					
	店舗部分を有する施設					
遊技場	風俗営業等の規制及び業	店舗面積が300㎡	遊技室、景品交換所等の合計の	面積15㎡ごとに1台		
	務の適正化等に関する法	を超えるもの	床面積	(1台に満たない端		
	律 (昭和23年法律第122			数は切り捨てる。)		
	号) 第2条第1項第4号					
	及び第5号に規定する営					
	業を行う施設					

[※] 上記の基準に満たない規模の施設であっても、適正な規模の駐輪場を設置し、施設の利用者の利便に供するとともに、放置自転車等を生じさせないよう配慮してください。

設置基準表 (単独用途施設の場合)

		至午久 (平然用处)		T T
施設の用途	施設の用途の範囲	施設の規模	算定面積	駐輪場の規模
学習, 教養, 趣味	教室、実習室等を常設し、	教室面積が300㎡	学習, 教養, 図書室, 資料室等	面積15㎡ごとに1台
等の教授目的施設	学習,教養,趣味等の教	を超えるもの	の合計の床面積	(1台に満たない端
	授のため一般の顧客に利			数は切り捨てる。)
	用させ、営業するもの			
官公署、その他上		延べ面積が900㎡		延べ面積45㎡ごとに
記の用途に分類さ		を超えるもの		1台(1台に満たな
れないもの				い端数は切り捨て
				る。)
集合住宅		15戸数以上のも		ワンルームタイプは
		Ø		戸数分
				ファミリータイプは
				戸数に2を乗じて得
				た数分

[※] 上記の基準に満たない規模の施設であっても、適正な規模の駐輪場を設置し、施設の利用者の利便に供するとともに、放置自転車等を生じさせないよう配慮してください。

設置基準表 (単独用途施設の場合)

大規模施設の新設

混合用途施設以外の施設で5,000㎡までの部分は、上記表中「駐輪場の規模」欄により算定し、5,000㎡を超える部分は、同表中「駐輪場の規模」欄により算定した数値に2分の1を乗じて算定するものとし、両者を加えた規模をもって同表「駐輪場の規模」欄により算定した駐輪場の規模とみなす。

※ 上記の基準に満たない規模の施設であっても、適正な規模の駐輪場を設置し、施設の利用者の利便に供するとともに、放置自転車等を生じさせないよう配慮してください。